

カイクラ 利用規約（株式会社シンカ）

第1条（利用規約）

1. カイクラ利用規約（以下、「本利用規約」といいます。）は、株式会社シンカ（以下「シンカ」といいます。）が提供する「カイクラ」（以下「本システム」といいます。）の利用にかかわる一切に適用されます。
2. シンカが所定の方法によりお客様に通知する本システムの説明、案内、利用上の注意等（以下「説明等」といいます。）は、名目のいかんにかかわらず本利用規約の一部を構成するものとします。但し、説明等と本利用規約の内容が異なる場合、本利用規約の内容を優先するものとします。
3. シンカは、以下の各号のいずれかに該当する場合、個別の同意なく本利用規約を変更することができるものとします。本利用規約が変更された後の契約は、変更後の本利用規約が適用されます。
 - (1) 本利用規約の変更が、シンカのお客様一般の利益に適合するとき。
 - (2) 本利用規約の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
4. シンカは、本利用規約の変更を行う場合は、本利用規約を変更する旨、及び変更後の本利用規約の内容並びにその効力発生時期を、本システム上への表示、電子メール、又はその他シンカが適当と判断する方法によりお客様に通知します。但し、サービス名の変更や誤字脱字の修正等、本利用規約の内容に実質的な影響しない軽微な修正の場合には、本項に定める通知を行わず本利用規約を変更できるものとし、当該変更を実施した時点で効力が発生するものとします。
5. シンカが「カイクラ」の名称を付して提供するオプションサービス、周辺アプリケーション、及び対面録音サービス（以下、総称して「周辺サービス」といいます。なお、以下、第5条及び第6条を除いて、「本システム」に「周辺サービス」が含まれるものとします。）についても、特段の定めがない限り、本利用規約が適用されるものとします。但し、かかる周辺サービスについて、個別の利用規約その他の特段の定め（以下「個別利用規約等」といいます。）がある場合において、個別利用規約等の内容と本利用規約の内容が異なる場合、個別利用規約等の内容を優先するものとします。
6. 周辺サービスの仕様及び提供条件の詳細は、シンカが別途定める説明等によるものとします。

第2条（仕様）

本システムの仕様は、シンカが定めるものとし、機能やユーザーインターフェースの変更、追加、改廃等、本システムの仕様を予告なく変更することがあります。なお、シンカは、本システムの仕様変更に関連してお客様に生じた損害につき一切責任を負わないものとします。

第3条（利用契約の成立）

1. 本システムを利用できるのは、第4項に定める利用契約を締結したお客様とします。
2. お客様が複数の事業所・店舗で本システムを使用する場合には、事業所・店舗ごとに利用の申込を行うものとします。
3. 本システムの利用に関する申込は、必ず本システムを利用する個人又は法人自身が行わなければならない、原則として代理人による申込は認められません。また、本システムの利用を希望するお客様は、申込にあたり、真実、正確かつ最新の情報をシンカに提供しなければなりません。
4. 本利用規約を内容とする本システムに関するシンカ・お客様間の利用契約（以下「利用契約」といいます。）は、シンカがお客様からシンカ所定の申込書により、又は所定のシンカ Web ページより本システムの利用申込を受け、シンカがこれを承諾したときに成立するものとします。なお、お客様がお申込みをした時点で、本利用規約に同意したものとみなします。
5. シンカは、お客様の利用申込に際し、以下の各号のいずれかの事由に該当する場合には、利用申込の承諾を拒否することがあります。
 - (1) お客様が本利用規約に違反する恐れがあるとシンカが判断した場合
 - (2) シンカに提供された申込書記載事項の全部又は一部につき虚偽、誤記、記載漏れがあった場合
 - (3) お客様が過去に本システムの利用を中断、終了等された者である場合
 - (4) お客様が暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団関係団体、総会屋、社会活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団若しくはそれらの関係者、その他これらに準ずる者（以下、総じて「反社会的勢力」といいます。）に該当し、又は反社会的勢力との取引若しくは人的、資金的関係があるとシンカが判断したとき

(5) その他、シンカが申込を適当でないと判断した場合

6. シンカは、第4項の利用申込を承認したときは、お客様に対し本システムの非独占的な利用を許諾するものとします。
7. シンカは、お客様による本システムの利用について、シンカが指示する内容の制約（アクセス回数、アクセス時間、情報更新の頻度、アクセスに関する表示、送信データの容量及び特定の情報の記載を含むがこれに限られません）をすることができるものとし、お客様は、予めこれを承諾するものとします。
8. お客様は、申込書記載事項（法人名、住所、電話番号、メールアドレス等）に変更があった場合は、シンカに対して、シンカ所定の方法により遅滞なく更新情報を通知するものとします。

第4条（利用目的）

お客様は、本システムを自己の営業行為にのみ利用することができるものとします。

第5条（料金の支払）

1. お客様は、本システムの初期費用及び月額費用をシンカに支払うものとします。初期費用及び月額費用の金額、支払方法は所定の申込書及び確認書にて定めるものとします。
2. 初期費用は、媒体機器等が実際に設置された月をもって発生するものとし、本システムの月額費用は、本システムの利用が開始可能となった日の属する月から課金開始とします。なお、当該月の課金額は本システムの利用が可能となった日の翌日を起算日として日割り計算いたします。
3. 周辺サービスの月額費用は、周辺サービスの利用が開始可能となった日の属する月から課金開始とします。なお、周辺サービスの利用が開始可能となった日とは、シンカがお客様に対し本システム上への表示、電子メール、又はその他シンカが適当と判断する方法により、周辺サービスの利用が開始可能となった旨お客様に通知した日（以下「開通通知日」といいます。）の五営業日後又は開通通知日後お客様からの利用が可能になった旨の通知等をシンカが受領した日のいずれか早い日とします。また、同一の契約により複数ライセンス（申込書等に定める単位）を申し込んだ場合、シンカがいずれかのライセンスについて開通通知を行ったことをもって、当該契約に係る全てのライセンスについて利用料金が発生するものとします。なお、当該月の課金額は、周辺サービスの利用が可能となった日の翌日を起算日として日割り計算いたします。
4. お客様が料金の支払方法として口座振替又はクレジットカード支払を選択され、本条に規定する料金の支払を怠った場合には、シンカが直接お客様に対して初期費用又は月額費用の請求を行う場合があります。

第6条（有効期間）

1. 利用契約は、本システムの利用に関する申込受付日から1年間有効とします。但し、期間満了の30日前までにシンカ、お客様のいずれからもシンカ所定の方法による解約の意思表示がない限り、期間満了の翌日から1年間、同一条件にて自動的に延長されるものとし、以後も同様とします。
2. 本システムの最低利用期間は、本システムの利用開始日を含む月を1ヶ月目として、12ヶ月目の末日までとします（例えば、利用開始日が1月15日の場合、最低利用期間は12月末日までとなります）。最低利用期間が経過した後お客様が希望する場合には、第7条に従い、利用契約を解約することができます。
3. 前項における最低利用期間中に、お客様の要望により本システムの利用休止（お客様のご要望により、解約しないまま、本システムの利用を中断する場合を指します。）が生じた場合、当該休止中の期間は最低利用期間の算定から除外するものとします（例えば、利用開始日が1月の場合で2ヶ月間休止があった場合、最低利用期間は翌年2月末日まで延長されます。）。
4. 周辺サービスに関する利用契約の有効期間は、別途定めるものとします。なお、本システムに関する利用契約が終了した場合、周辺サービスに関する利用契約も終了するものとします。

第7条（お客様による解約）

1. お客様が利用契約の解約を希望する場合、解約を希望する月の末日の1ヶ月前までにシンカが指定する方法でシンカに届け出るものとします。
2. 前項により解約となった時は、シンカは利用契約終了日（以下「解約日」といいます。）の翌日以降

本システムの提供を終了し、サーバーに保存されているお客様の商品データ・顧客データ・売上データなど、あらゆるデータを削除します。なお、シンカは、当該データ削除に関してお客様に生じた損害につき、一切責任を負わないものとします。

第 8 条（違約金）

1. 第 6 条第 2 項に定める最低利用期間内に、お客様が解約を希望する場合には、お客様は違約金として解約日の翌日から最低利用期間終了日までの月額費用に相当する額をシンカが指定する期日までにシンカ所定の方法で支払わなければなりません。
2. 第 15 条第 4 項又は第 19 条に従い、シンカが利用契約を解約した場合にも、解約日が最低利用期間内であれば、お客様は前項に定める違約金を支払わなければなりません。但し、シンカによる解約理由が第 19 条 1 項③に該当し、天災などお客様の責めに帰さない事由による場合には、この限りではありません。

第 9 条（延滞利息）

1. 最低利用期間経過後に、お客様が本システムの初期費用及び月額費用その他の債務を、支払期日を過ぎてでもなお履行しない場合、お客様は支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数に年 14.6%の割合で計算される金額を延滞利息としてその他の債務とあわせて、シンカが指定した日まで現金にて一括して支払うものとします。
2. 前項の支払に必要な振込手数料その他の費用は、全てお客様の負担とします。

第 10 条（設置工事等）

1. 本システムの提供にあたり、媒体機器等の設置が必要な場合、本システムのインストール方法は、下記の方法によるものとします。
①シンカによるインストール
お客様は、シンカが別途指定した媒体機器等をシンカ からレンタルし、シンカは本システムを当該媒体機器等にインストールしてお客様に提供します。
2. シンカは本システムを前項①により提供した場合であっても、初期不良の場合を除き、媒体機器等が不具合等を起こさないこと及び利用結果を含め、お客様に対し何らの保証も行わないものとします。
3. 第 1 項の提供のために行う設置工事の詳細は別途シンカが提供する「設置工事のご注意及び料金表」に定めるものとし、お客様はこれに同意します。

第 11 条（媒体機器）

1. 本システムの提供にあたり、媒体機器等の設置が必要な場合、シンカは、利用契約の有効期間中、媒体機器等をお客様にレンタルするものとし、お客様は善良なる管理者の注意をもって媒体機器等を使用するものとします。お客様が善良なる管理者の注意を果さなかったことにより媒体機器等が破損、損傷、汚損、紛失等した場合、破損、損傷、汚損、紛失等のあった媒体機器に応じて、翌月の月額費用とともに実費相当額の金額を請求させていただきます。
2. お客様は、シンカの事前の承諾なく、以下の行為を行ってはならないものとします。
① 媒体機器等につき、譲渡、転貸、改造、担保権設定その他の処分を行うこと
② 媒体機器等を納入場所以外の場所に移動すること
③ 媒体機器等の配線及び機器の設定を変更すること
3. お客様は、利用契約が終了した場合、直ちに媒体機器等を原状に回復した上で、シンカの指示に従って返還するものとします。
4. お客様は、媒体機器等に対し有益費、必要費（LAN ケーブル、HUB、電源タップ等の機器追加及びこれらの設置にかかわる工事費用等を含むものとし、これらに限られません。）その他の費用を支出した場合でも、これらの費用をシンカに請求することはできないものとします。
5. お客様が利用契約終了後 15 日以内（以下「返還期限」といいます。）に第 3 項の返還を完了しなかった場合、お客様は、シンカに対し、返還期限から返還を完了するまでの期間に相当する月額費用（日割計算により算出します。）の倍額に相当する額の違約金を支払う義務を負うものとします。

第 12 条（権利の帰属）

1. 本システムに関する著作権、特許権等の知的財産権その他一切の権利は、シンカ又は正当な権限を有する権利者に帰属します。
2. 前項は、本システムが第三者の知的財産権その他権利を侵害しないことをお客様に対して保証するものではありません。
3. お客様は、第三者から本システムが第三者の知的財産権その他権利を害するものとしてクレーム、請求等がなされ、又は訴訟が提起された場合には、速やかにシンカにその旨を通知することとします。
4. お客様が、本システムに登録したデータ及び情報（お客様の従業員及び顧客に関するものを含みますが、これに限りません。）及び本システムと連携する生成 AI を用いた機能（以下「本 AI 機能」といいます。）を用いて生成された文章等に発生した著作権等に係る権利は、お客様に帰属するものとします。

第 13 条（保守サービス）

1. シンカは、お客様に対して、次の保守サービスを提供します。
 - (1) 本システムの利用に関する電話・メール等によるサポート
 - (2) 訪問サポートをご希望の場合は、シンカが別途定める料金が発生します。なお、訪問サポートはご依頼いただいた日から実際のご訪問まで、お時間をいただく場合がございます。
 - (3) 交換用の媒体機器等の発送
2. 前項のサポートの内容は、本システムの操作方法に関するもののみとし、技術的なサポートや、媒体機器等 ハードウェアに関するサポートについては、シンカが別途定める料金が発生します。
3. 第 1 項第 3 号の交換用の媒体機器等は、お客様が当該機器の受領後、3 営業日以内にお客様が交換対応をするものとします。但し、第 1 項第 2 号に定める訪問サポートによる交換対応を希望される場合は、これに限りません。
4. 第 1 項のサポート回数の上限は、設けないものとします。
5. サポートに関する一次窓口は電話：03-6258-0162 若しくは c_success@thinca.co.jp とします。
6. サポート窓口の営業時間は、平日 9:30～17:30 とします。

第 14 条（ID、パスワードの管理）

1. お客様は自己の責任において本システムの ID 及びパスワード（以下「パスワード等」といいます。）を管理、保管するものとし、これを第三者に利用させたり、貸与、譲渡、名義変更、売買等をしてはならないものとします。
2. パスワード等の管理不十分、利用上の過誤、第三者の利用等による損害の責任はお客様が負うものとし、シンカは一切の責任を負いません。
3. お客様は、パスワード等が盗まれたり、第三者に利用されたりしていることが判明した場合には、直ちにその旨をシンカに通知するとともに、シンカからの指示に従うものとします。

第 15 条（禁止事項）

1. お客様は、次の禁止事項に該当する行為をしてはならないものとします。
 - (1) 本システムの全部又は一部、その他本システムに関連する資料を第三者に譲渡、継承又は貸与すること
 - (2) 本システムの利用に関する権利を第三者に譲渡、承継、貸与又は担保に供すること
 - (3) 本システムの全部又は一部を複製、複写、変更、翻案等すること
 - (4) 本システムに付されたシンカの商号又は権利表示を変更、除去又は不明確にすること
 - (5) 本システムを犯罪行為に利用すること
 - (6) 本利用規約、法令等又は所属する業界団体の内部規則に違反すること
 - (7) 公序良俗に反する目的のために本システムを利用すること
 - (8) 本システムに関して利用しうる情報を改ざんすること
 - (9) コンピューター・ウィルスを含む電子メールなど有害なコンピューター・プログラム等をシンカのウェブサイト等に送信すること
 - (10) コンピューター・ウィルスを含め込む等の方法により、シンカ、その関連会社又は第三者のソフトウェア、ハードウェア、通信機器等の適切な動作を妨害、破壊若しくは制限し、又はそのおそれのある行為

- (11) お客様の顧客に関する情報を、本システムを利用して行うサービスの目的以外の目的に利用すること
 - (12) 利用契約に関する情報の開示又は伝達をすること（但し、お客様が利用契約上の義務を履行する上で必要な場合は、かかる情報を開示することができますが、お客様が、かかる情報の開示を受ける者全員をして、上記の目的のためにのみそれを使用させ、かつかかる情報に関連してお客様に適用される制約を遵守させることを条件とします）
 - (13) 利用契約に関する情報を、何らかのマーケティング若しくは販売促進等の目的で利用すること
 - (14) シンカ、その関連会社又は第三者の知的財産権その他の権利を侵害すること
 - (15) シンカ、その関連会社又はそれらの商品若しくはサービスなどを非難中傷すること
 - (16) 本システムを利用してシンカと競合し、又は競合するおそれのあるサービスを提供すること
 - (17) 本システムに関する情報（商品情報を含むがこれに限られません）に関して、シンカが定める目的以外に使用すること
 - (18) お客様のソフトウェアを制作するにあたり、シンカの商号又は商標と同一又は類似の文字列を含む商標、URL 等を使用すること
 - (19) その他、シンカが不適切と判断する行為
- 2. 前項に違反した場合、お客様はシンカが被った一切の損害を賠償する責任を負うものとします。
 - 3. お客様の故意又は過失により、第三者が本システムを入手又は使用して第 1 項各号のいずれかに該当する行為をし、シンカに損害を与えた場合、お客様はシンカが被った一切の損害について賠償する責任を負うものとします。
 - 4. お客様が第 1 項各号に定める禁止事項に該当する行為を行ったとシンカが認めた場合や、本システムの運営上必要があるとシンカが判断した場合には、シンカは次の措置のいずれかを単独で、又は複数組み合わせて講ずることがあります。なお、これによってお客様に損害が発生した場合であっても、シンカは一切責任を負わないものとします。
 - (1) 本システム上に保存されたデータの全部又は一部の削除
 - (2) 本システムの機能の一部の利用を制限
 - (3) 本システムの提供の中断又は終了
 - (4) シンカからの利用契約の解約

第 16 条（責任の制限等）

- 1. 本システムは、提供時点に現状有姿のまま提供されるものであり、シンカは本システムにエラー、バグ、論理的誤り、不具合、中断その他の瑕疵がないこと、本システムにコンピューター・ウィルス等の有害情報が含まれないこと、並びに本システムの正確性、信頼性、完全性、適法性、非侵害性、有効性、目的適合性等につき何らの保証も行うものではありません。
- 2. お客様は、本システムを利用するにあたり、自己の責任と費用をもってインターネット接続の環境を整備するものとし、当該整備がされない場合、本システムの利用不能等につき、シンカは一切の責任を負わないものとします。
- 3. シンカは、お客様が第 11 条第 2 項各号に定める行為を行ったことに起因する場合及び、その他お客様の行為や環境（お客様のネットワーク設備インターネット接続の不具合等を含みますが、これに限られません。）に起因して発生した本システムの利用不能等の事象により、お客様に生じた一切の損害につき、責任を負わないものとします。
- 4. お客様は、シンカの本システムのメンテナンス、通信回線の不具合等、やむを得ない事情により本システムの提供が中断又は終了する場合があることを予め了承し、当該中断又は終了に関し、シンカに対して補償を求めないものとします。
- 5. シンカは、前四項のほか、本システムの利用又は利用不能、改変、不正アクセス、本システムに関する第三者のコメント又は行為、その他本システムに関する事象に起因してお客様に生じた一切の損害につき責任を負わないものとします。
- 6. シンカはお客様に対し、本システムがお客様の特定の目的に適合すること、期待する機能を有すること、期待する成果を実現すること等、本システムに関する何らの保証も行うものではありません。
- 7. シンカは、お客様が本 AI 機能を利用した場合、当該利用により出力された結果について、その正確性、完全性、網羅性、適切性、特定の目的への適合性、有用性、知的財産の不侵害、速報性等も含め

て、一切の責任を負わないものとします。

8. お客様は、前項の利用がその機密保持上の問題、法令上の問題等も含めてお客様単独の責任にて行われることを理解し、前項の利用に関し、お客様と第三者との間に紛争が生じた場合、お客様は自己の責任と費用で解決するものとし、また、当該紛争に関連してシンカが被った損害を賠償するものとし
9. お客様は、本システムを利用することが、お客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、シンカはお客様による本システムの利用がお客様に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
10. シンカは本システムを利用した実際の取引、交渉、支払等には一切関与せず、本システムに関連してお客様が被った損害、損失、費用（本システムを通じた取引等に伴う事故、犯罪行為、紛争、契約の取消等に基づく損害等を含みますがこれらに限定されません。）、並びに、本システムの提供の中断、終了、利用不能、変更、及びシンカによる本利用規約に基づくお客様の情報の削除、お客様の登録の取消し等に関連してお客様が被った損害、損失、費用等につき、お客様に対し、何らの保証も行
11. シンカは、お客様が第3条第8項にて定める通知を怠った場合、お客様に生じた一切の損害及び本システムの利用につき責任を負わないものとします。
12. シンカのウェブサイトから他のウェブサイトへのリンクや、第三者からシンカのウェブサイトへのリンクが提供されている場合がありますが、シンカは、自己のウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関しては、いかなる理由に基づいても一切の責任を負うものではありません。
13. シンカは、本システムの全部又は一部が正常に提供されなかった場合、シンカの責に帰すべき事由による場合を除き、その責任を負わないものとします。

第17条（損害賠償）

1. お客様は、本利用規約でシンカが免責されている事項を除き、利用契約の履行に関しシンカの責に帰すべき事由により直接の結果として現実に被った通常の損害に限り、シンカに対し第3項に定める限度で損害賠償を請求することができます。
2. 前項の損害賠償請求は、お客様がシンカから本システムを受領した日から6ヶ月以内に行わなければ請求権を行使することはできません。
3. シンカに対する損害賠償の累計総額は、法律上の契約不適合責任、不当利得、不法行為その他請求原因の如何にかかわらず、シンカの故意又は重過失の場合を除き、第5条に規定する初期費用及び月額費用のうち、損害発生から過去3ヶ月間にシンカが受領済の金額（消費税等を含みません）を上限と

第18条（本システムの提供の中断又は終了）

1. シンカは、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に対して事前に通知等することなく、本システムの全部又は一部の提供を中断又は終了することができるものとします。
 - (1) 本システムに係るコンピューター・システムの点検又は保守作業を定期的又は緊急に行う場合
 - (2) コンピューター、通信回線等が事故により停止した場合
 - (3) 火災、停電、天災地変などの不可抗力により本システムの提供ができなくなった場合
 - (4) 戦争、動乱、暴動、騒乱、労働争議等により本システムの提供ができなくなった場合
 - (5) 本システムと連携する生成AIを用いた機能に関し、AI関連の法令、ガイドラインその他の規則により、当該機能の提供が困難になった場合
 - (6) その他運用上あるいは技術上、シンカが本システムの一時的な中断等が必要と判断した場合
2. シンカは、お客様が下記に該当する行為を行った場合、お客様に対して通知等することなく、本システムの全部又は一部の提供を中断又は終了することができるものとします。
 - (1) 初期費用及び月額費用の支払を遅滞した場合

- (2) お客様の行為（不作為を含みます）によりシンカのサービスに支障が生じ、又は支障が生じるおそれがある等、シンカの業務の遂行に支障が生じるとシンカが認めた場合
 - (3) お客様が利用契約等の申込みにあたって、虚偽の事項を記載したことが判明した場合
 - (4) お客様が第3条第8項にて定める通知をシンカに対し行わなかった場合
 - (5) シンカからお客様に行った本システムの提供についての連絡及び照会等に対し、お客様からの連絡がないまま合理的な期間が経過をした場合
 - (6) 第15条第1項各号のいずれかの条項に違反した場合
 - (7) 第19条第1項4号から8号までのいずれかの条項に該当する事由が発生した場合
 - (8) 利用規約等に違反する行為をおこなった場合
 - (9) その他、シンカが本システムの全部又は一部の提供を中断又は終了することが妥当であると判断した場合
3. シンカは、本条に規定する本システムの全部又は一部の提供の中断又は終了に関して、お客様に損害が発生した場合であっても、一切責任を負わないものとします。

第19条（シンカによる解約）

1. シンカは、お客様に次の各号のいずれか一つに該当する事由が生じた場合には、何らの催告を要せずに、利用契約を解約することができるものとします。
 - (1) 本利用規約のいずれかの条項に違反したとき
 - (2) 第15条1項各号のいずれかの禁止事項に該当したとき
 - (3) 第18条に準じて本システムの提供の全部を終了する場合
 - (4) 差押、仮差押、競売、強制執行、滞納処分その他公権力の処分を受けたとき
 - (5) 破産、会社更生手続開始、特別清算手続開始又は民事再生手続開始の申立てを受け、又は自ら申立を行ったとき又は清算手続が開始されたとき、又は申立が行われる合理的な恐れがあるとシンカが判断したとき
 - (6) 事業を廃止したとき又は1ヶ月以上事業が中断することが確実なとき
 - (7) 手形交換所の交換所取引停止処分を受けるなど、財産状態が悪化したと認められるとき
 - (8) お客様の故意又は過失により、シンカ、本システムの他の利用者又は第三者に損害を生じさせるおそれが生じたとき、又は損害が発生したとき
 - (9) 手段の如何を問わず、お客様が本システムの運営を妨害した場合
 - (10) 第3条第5項各号のいずれか該当したとき
 - (11) 反社会的勢力を利用して、相手方に対して詐術、暴力的行為又は脅迫的言辞を用いたとき
 - (12) その他、シンカがお客様に対して本システムの提供を継続することが適当でないと判断した場合
2. お客様が前項各号に該当したことによりシンカが損害を被った場合、本システムの提供の中断又は終了、利用契約の解約等の有無にかかわらず、シンカは、お客様に対し、被った損害の賠償を請求することができるものとします。
3. お客様が第1項に該当したことにより利用契約が解約となった時は、シンカは、お客様の本システムの利用を停止し、サーバーに保存されているお客様の商品データ・顧客データ・売上データなど、あらゆるデータの削除をします。本項に基づく措置によりお客様が被った損害について、シンカは一切の責任を負わないものとします。

第20条（輸出）

お客様は、本システムを国外に持ち出すときには、事前にその旨をシンカに届け出た上で、シンカの書面による承諾を得なければなりません。またお客様は、本システムが米国及び日本国の輸出に関する法令及び規制（みなし輸出及びみなし再輸出に関する規制を含め、以下「輸出関連法規」といいます。）が適用され、又は適用される可能性があることを了解し、本システムの利用にあたり輸出関連法規に従うことに同意するものとします。お客様は、本システムにより生成された資料等が、輸出関連法規に違反して、直接間接を問わずに輸出されないこと、輸出関連法規で禁止されている用途（核兵器、化学兵器、生物兵器の拡散、ミサイル技術の開発を含むがこれに限りません）で使用されないことに同意するものとします。

第21条（個人情報の取り扱い）

1. シンカは、お客様の個人情報（個人情報保護法において定義する個人情報及び個人関連情報を指しま

す。)を別途定める「プライバシーポリシー」に従い取り扱うものとし、お客様は、このことに同意するものとします。

2. お客様は、本システムを通じて入手した個人情報を適切に扱い、以下の行為をしてはなりません。
 - ①第三者に開示又は漏洩すること
 - ②第三者又は自己のために利用（お客様の顧客から入手した個人情報を当該顧客との契約に基づき利用する場合を除きます）すること
3. お客様は、個人情報への不当なアクセス又は個人情報の紛失、破壊、改竄、漏洩等の危険に対して、最善の安全対策を講じなければならないものとします。
4. シンカが、本システムを通じて入手したお客様に関する個人情報（お客様が登録したお客様の顧客に関する情報を除きます。）は、本システムの運営のため並びに、本利用規約並びに本利用規約に付随する業務の遂行のため、又は関連するアフターサービス、新商品・サービスに関する情報のお知らせのためその他プライバシーポリシーに定める目的に利用いたします。
5. シンカは、本システムにおいて、お客様が登録したお客様の顧客にかかわる個人情報の利用、閲覧、第三者への提供、取得等を行いません。但し、公的機関からの要請により、シンカに開示が義務付けられる等、法令に基づく提供を行う場合及びシンカによる本システムのメンテナンス上やむを得ずに閲覧をする場合を除きます。

第 22 条（名称及びロゴの使用許諾）

お客様は、シンカが本システムの導入実績を公表又は開示するために必要な範囲において、お客様の名称及びロゴを無償で使用することを許諾するものとします。但し、シンカがお客様よりお客様の名称及びロゴの使用を許諾しない又は当該使用の中止を求める旨の通知を受けた場合は、これに従うものとします。

第 23 条（秘密保持）

1. 本利用規約において「秘密情報」とは、本利用規約に関連して、お客様が、シンカより書面、口頭若しくは磁気記録媒体等により提供若しくは開示されたか、又は、本システムに関連して知り得えた、シンカに関する技術、営業、業務、財務又は組織に関する全ての情報を意味します。但し、シンカから提供若しくは開示がなされたとき又は知得したときに、既に一般に公知となっていた、又は、既に知得していたもの、シンカから提供若しくは開示又は知得した後、お客様の責めに帰せざる事由により刊行物その他により公知となったもの、提供又は開示の権限のある第三者から秘密保持義務を負わされることなく適法に取得したもの、秘密情報によることなく単独で開発したもの、シンカから秘密保持の必要な旨書面で確認されたものについては、秘密情報から除外するものとします。
2. お客様は、秘密情報を本システムの目的のみに利用するとともに、シンカの書面による承諾なしに第三者にシンカの秘密情報を提供、開示又は漏洩しないものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、シンカは、お客様に本システムを提供するために必要な範囲で、第三者に対し、シンカが定める一定の範囲のお客様に関する情報を提供するものとし、お客様はこれに予め同意するものとします。
4. 第 2 項の定めにかかわらず、お客様は、法律、裁判所又は政府機関の強制力を伴う命令、要求又は要請に基づき、秘密情報を開示することができます。但し、当該命令、要求又は要請があった場合、速やかにその旨をシンカに通知しなければなりません。
5. お客様は、秘密情報を記載した文書又は磁気記録媒体等を複製する場合には、事前にシンカの書面による承諾を得ることとし、複製物の管理については、第 2 項に準じて厳重に行うものとします。
6. お客様は、シンカから求められた場合にはいつでも、遅滞なく、シンカの指示に従い、秘密情報並びに秘密情報を記載又は包含した書面、電磁的記録その他の媒体物及びその全ての複製物を返却又は廃棄しなければなりません。

第 24 条（分離可能性）

本利用規約のいずれかの条項又はその一部が無効又は執行不能と判断された場合であっても、本利用規約の残りの規定及び一部が無効又は執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 25 条（存続規定）

第 1 条、第 2 条、第 5 条、第 7 条から第 9 条まで、第 10 条第 2 項、第 11 条第 2 項から第 5 項まで、第

12 条、第 14 条第 2 項、第 15 条から第 17 条まで、第 18 条第 3 項及び第 19 条から第 29 条までの規定は本利用規約に基づくシンカとおお客様の間の利用契約の終了後も有効に存続するものとします。

第 26 条（利用契約終了後の措置等）

1. お客様は、利用契約が終了した場合、その終了原因の如何にかかわらず、契約終了後 7 日以内に本システム及び本システムに関連する技術上の秘密を含む一切の資料をシンカに返還し、又はシンカの書面による指示に従い完全に破棄・削除しなければなりません。
2. 前項により本システム及び本システムに関連する技術上の秘密を含む一切の資料を破棄・削除する場合、お客様は、破棄・削除したことを証明する書面を遅滞なく記名押印又は署名の上発行し、シンカに提出しなければなりません。
3. 終了原因及び終了時期の如何を問わず、シンカに支払済みの本システムの初期費用及び月額費用はお客様に払い戻されず、いかなる理由によっても相殺できず、利用契約締結日以降のいかなる事由の発生によっても影響を受けないものとします。

第 27 条（本利用規約の譲渡等）

1. お客様は、シンカの書面による事前の承諾なく、利用契約上の地位又は本利用規約に基づく権利若しくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. シンカは本システムにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い利用契約上の地位、本利用規約に基づく権利及び義務並びにお客様の情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、お客様は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第 28 条（規定外事項）

本利用規約に定めのない事項が生じた場合又は本利用規約の各条項の解釈について疑義が生じた場合には、シンカ及びお客様は互いに協議の上誠意をもって解決するものとします。

第 29 条（裁判管轄及び準拠法）

1. 利用契約に関する紛争は、東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。
2. 本利用規約は、日本法を準拠法とします。

附則

2020 年 6 月 29 日施行

2022 年 5 月 1 日一部改定

2024 年 3 月 1 日一部改定

2026 年 4 月 9 日一部改訂